

4 基盤整備		
中柱	小柱・施策	ページ
(1) 人材育成	神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施【再掲】	86
	アルコール健康相談研修の実施【再掲】	86
	依存症セミナーの実施（保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け）【再掲】	87
	依存症セミナーの実施（医療従事者向け）【再掲】	87
	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	87
	一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	87
(2) 調査研究の推進	アルコール健康障害に関する実態調査	88

(1) 人材育成（内容については大柱1～3の再掲）

【現状】

- ・ 県が委嘱をした神奈川県断酒連合会の会員（本人及び家族）である酒害相談員に対し、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施しています。
- ・ 関係機関の職員を対象に、現場での対応に活かせるような支援技術の向上を目指し「アルコール健康相談研修」を実施しています。
- ・ 依存症治療拠点機関により、アルコール依存症の相談員や医療従事者等に対して研修を行っています。

【課題】

- ・ アルコール健康障害対策を推進するために、酒害予防活動を地域で展開することができる人材が求められます。
- ・ 地域の関係機関の職員がアルコール健康障害の知識の習得や支援技術等の向上をさせることにより、円滑な社会復帰に向けて、アルコール健康障害である方を早期発見・介入し、適切な支援に繋げる必要があります。
- ・ アルコール依存症の専門医療を提供できる人材の養成が必要です。

【施策】

◇ 神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施【再掲】

酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人たちへの相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。

◇ アルコール健康相談研修の実施【再掲】

県精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。

◇ 依存症セミナーの実施（保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け）

【再掲】

依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識及びアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。

◇ 依存症セミナーの実施（医療従事者向け）【再掲】

依存症治療拠点機関等は、医療従事者向けの研修を実施し、アルコール依存症に対応する従事者の人材育成に取り組みます。

◇ 一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知

【再掲】

アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者（内科、救急等）向けの治療ガイドライン（減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。）を基にした国の研修を精神科医療機関（依存症治療を専門としない医療機関を含む。）や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者（内科、救急、産業医等）に周知を図ります。

◇ 一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知

【再掲】

一般の精神科医向けの治療ガイドライン（断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。）を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関（依存症治療を専門としない医療機関を含む。）の精神科医に周知を図ります。

(2) 調査研究の推進

【現状】

- ・ 本県の依存症に係る医療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等の活動の実態や課題等、現状の把握を行うため、令和2（2020）年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施しました。

【課題】

- ・ 「依存症に係る社会資源実態調査」において、自助グループや回復支援施設等について、普及啓発、運営上の課題や必要とされる支援等が把握されました。
- ・ 今後のアルコール健康障害対策を推進するために、実態把握や調査研究を推進し、それを踏まえた施策の充実が必要です。

【施策】

◇ アルコール健康障害に関する実態調査

国における先行調査等を踏まえ、依存症治療の拠点機関等関係機関と連携し、本県におけるアルコール健康障害の実態把握や調査研究に取り組みます。